

資 料

イギリス2006年会社法 (12)

イギリス会社法制研究会
(代表者 川島 いづみ)

川島 いづみ

中村 信男

菊田 秀雄

イギリス2006年会社法（12）

第3編 会社の定款等 (A COMPANY'S CONSTITUTION)

〔解説〕

第3編は、定款と総会の特別決議や社員全員の合意について規定を置く。まず、第1章の第17条では、会社の定款および一定の決議または合意を、定款等 (a company's constitution) と呼ぶことを定める。従来の基本定款 (memoranda) と附属定款 (articles of association) という区分は廃止され、既存会社の基本定款の規定は、第28条により定款 (articles of association) の規定として扱われる。

第2章は、会社の定款に関する章であり、第18条では、会社は定款を定め、モデル定款を採用する場合を除いて定款を登記すべきことと、定款の様式を定める。第19条には、国務大臣のモデル定款作成権限に関する規定があり、第20条により、定款を登記しない場合には、モデル定款が採用される旨等が規定されている。第21条ないし第28条は定款変更に関する規定である。定款を特別決議によって変更できること（第21条）、定款の規定によって、定款の特定の条項について変更手続を加重することができ、これを硬性条項と呼ぶこと、および、硬性条項の設置手続（第22条）、定款の変更について硬性条項その他の制限がある場合には登記官に通知すべきこと（第23条）、登記官への通知に添付すべき書類（第24条）、定款変更の会社社員との関係での効果（第25条）、変更定款の写しの登記官への送付（第26条）、定款変更に関する法令の遵守を懈怠する場合の扱い等（第27条）が定められている。このうち、第22条、第23条および第24条は新設規定である⁽¹⁾。

(1) 1985年会社法との関係については、DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006 (2006), at para. 62 et seq. を参照。

第3章は、第29条と第30条から成り、会社の定款等に影響を与える特別決議や社員全員の合意について定義し、決議または合意の写しの登記官への送付を義務づける。1985年会社法の同様の規定を引き継ぐものである。第4章は細則および補則であるが、このうち第31条は、定款記載の会社の目的に関する従来の立場を転換する規定として、重要である。1985年会社法においては、すべての会社が目的を定め、これを基本定款に記載することが求められており、定款記載の目的によって会社の行為が制限されるのかが問題とされてきた（なお、能力外法理については、第4編の解説および脚注を参照）。これに対して、2006年会社法第31条の下では、会社は、定款に目的を特に定める場合を除いて、目的を特定することを要求されない。ただし、チャリティー団体である場合など一定の会社については、引き続き目的を特定することが要求されている。第32条は社員に提供されるべき定款等に関する文書、第33条は定款等の効力、第34条は定款等が所定の立法により変更された場合の登記官への通知義務、第35条は定款等が裁判所その他の機関の命令により変更された場合の登記官への通知義務をそれぞれ規定し、第36条には登記官への通知の際の添付書類に関する定めがある。第37条は、社員以外の立場で利益に参加する権利が一定の場合に無効とされることを定める。第35条は新設規定である。第38条は一人会社に関する規定であって、第7条によって一人会社の設立を認めたことに対応し、2名以上の社員を有する会社に適用される立法または判例法理が、必要な修正を加えて一人会社に適用されることを定めている。

第3編は、2009年10月1日から施行されている。

〔条 文〕

第1章 通則 (Introduction)

第17条 (A company's constitution)

別段の定めのない限り、会社法 (the Companies Acts) において、会社の定款等 (a company's constitution)⁽²⁾ とは、次の各号に掲げるものを含む。

- (a) 当該会社の定款 (the company's articles), および
- (b) 第3章が適用される決議または合意 (第29条参照)

(2) イギリス会社法が a company's constitution について初めて設けた定義規定である。P. Davies, Gower and Davies' Principles of Modern Company Law, 8th ed. (2008), at p. 65.

第2章 定款 (Articles of Association)

総則 (General)

第18条 定款 (Articles of association)

- (1) 会社は、当該会社に関する規定を定める定款を定めなければならない。
- (2) 第20条（有限責任会社におけるモデル定款の適用）によりモデル定款が適用される会社である場合を除き、会社は定款を登記しなければならない。
- (3) 会社が登記する定款は、次に掲げる各号の定めるところによる。
 - (a) 単一の文書にまとめられること、および
 - (b) 連続番号を付けて、区分されること
- (4) 会社法において会社定款 (a company's articles) とは、その会社の定款 (articles of association) を指す。

第19条 国務大臣のモデル定款作成権限 (Power of Secretary of State to prescribe model articles)

- (1) 国務大臣は、規則により、会社のモデル定款を定めることができる。
- (2) 異なる類型の会社には異なるモデル定款を定めることができる。
- (3) 会社は、モデル定款の全部または一部の規定を採用することができる。
- (4) 本条に基づく規則によるモデル定款の変更は、当該変更の施行前に登記した会社に対して効力をもたない。ここにいう「変更」には、追加、変更または廃止を含む。
- (5) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第20条 モデル定款の適用 (Default application of model articles)

- (1) 有限責任会社の設立に際して、次の各号に掲げる場合には、定款が登記された場合と同様の方法および範囲において、(適用されうる限りで) 関係するモデル定款が、会社定款を構成する。
 - (a) 定款が登記されない場合、または
 - (b) 定款が登記されるときに、関係するモデル定款を排除または変更しない場合
- (2) 「関係するモデル定款」とは、当該会社の登記の日に効力を有する会社のモデル定款を意味する。

定款の変更 (Alteration of articles)

第21条 定款変更 (Amendment of articles)

- (1) 会社は、特別決議によって定款を変更することができる。
- (2) チャリティー団体である会社の場合には、次の各号に掲げる条項に服する。
 - (a) イングランドおよびウェールズでは、1993年チャリティー法 (the Charities Act 1993, c. 10) 第64条
 - (b) 北アイルランドでは、1987年チャリティー (北アイルランド) 令 (S. I. 1987/2048 (N. I. 19)) 第9条
- (3) スコットランドチャリティー登記の下で登記された会社の場合には、次の各号に掲げる条項に服する。

(a) 1989年会社法 (the Companies Act 1989, c. 40) 第112条, および

(b) 2005年チャリティーおよび受託者投資 (スコットランド) 法 (asp 10) 第16条
第22条 定款の硬性条項 (Entrenched provisions of the articles)

(1) 会社の定款には, 定款の特定の条項が, 特別決議と比べてより厳格な条件を満たす場合やより厳格な手続を遵守する場合にのみ, 変更または廃止されうることを定める条項 (硬性条項) を設けることができる。

(2) 硬性条項は, 次の各号に掲げる場合にのみ, 設けることができる。

(a) 原始定款, または

(b) 会社の社員全員の同意による会社定款の変更

(3) 硬性条項は, 次の各号に掲げる方法による会社定款の変更を妨げるものではない。

(a) 会社の社員全員の同意

(b) 会社定款の変更権限を有する裁判所またはその他の機関の命令

(4) 本条は, 会社定款を変更する裁判所またはその他の機関の権限に影響を与えるものではない。

第23条 登記官に対する定款の変更制限の通知 (Notice to registrar of existence of restriction on amendment of articles)

(1) 会社は, 次の各号に掲げる場合には, その事実を登記官に通知しなければならない。

(a) 会社の原始定款に硬性条項を含む場合,

(b) 会社の定款が硬性条項を設けるために変更される場合, または

(c) 会社の定款が, 裁判所その他の機関の命令によって, 会社の定款変更権限を制限または排除するように変更される場合

(2) 会社は, 次の各号に掲げる場合には, その事実を登記官に通知しなければならない。

(a) 会社の定款を変更して硬性条項を削除する場合, または

(b) 会社の定款が裁判所またはその他の機関の命令によって変更されて, (i) 硬性条項が削除される場合, もしくは, (ii) 会社の定款変更に関するその他の制限または禁止が削除される場合

第24条 定款変更が制限される場合の確認書 (Statement of compliance where amendment of articles restricted)

(1) 本条は, 会社の定款が次の各号に掲げるものに服する場合に, 適用される。

(a) 硬性条項, または

(b) 会社の定款変更を制限または禁止する裁判所またはその他の機関の命令

(2) 会社は, 次の各号に掲げる場合には, 当該文書を添えて確認書を提出しなければならない。

(a) 定款を変更する場合であって, かつ

(b) 変更を行った文書またはこれを証する文書の登記官への提出を求められる場合

(3) 前項の確認書とは、当該変更が会社の定款に従って行われたこと、および、場合により、裁判所またはその他の機関の適用されうる命令を証する書面である。

(4) 登記官は、当該事項に関する十分な証拠として確認書に依拠することができる。

第25条 会社社員に対する定款変更の効果 (Effect of alteration of articles on company's members)

(1) 会社の社員は、次の各号に掲げる場合には、社員となった日以後に行われた定款の変更によって拘束されない。

(a) 当該変更が、社員に対して、定款の変更の日に保有する株数を超えた数の株式の取得または引受けを要求する場合

(b) 当該変更が、いかなる方法によるものであれ、定款の変更の日における社員の株式資本に対する追出资義務またはその他の会社に対する支払義務を増加させる場合

(2) 第1項は、定款の変更の日の前後を問わず、社員が書面により当該変更に服することに合意するときは適用されない。

第26条 変更定款の写しの登記官への送付 (Registrar to be sent copy of amended articles)

(1) 会社は、定款を変更したときは、登記官に対し、変更が効力を生ずる日から15日以内に、変更された定款の写しを送付しなければならない。

(2) 本条は、会社に対し、次の各号に掲げるモデル定款の規定については、会社の定款に規定することを要求するものではない。

(a) 定款規定によって適用されるモデル定款の規定

(b) 第20条（モデル定款の適用）によって適用されるモデル定款の規定

(3) 会社が本条の遵守を怠るときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。

(a) 当該会社、および

(b) 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員

(4) 本条により有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続するときは、標準スケールのレベル3の1割を超えない罰金を1日ごとに加算される。

第27条 定款変更に関する懈怠の場合の登記官からの通知 (Registrar's notice to comply in case of failure with respect to amended articles)

(1) 登記官は、会社が次の各号に掲げる行為を求める法令の遵守を怠ると認めるときは、その遵守を求める通知を会社に対して発することができる。

(a) 登記官に対して、会社の定款を変更する文書または変更を証する文書を送付すること、または

(b) 登記官に対して、変更された会社定款の写しを送付すること

(2) 前項の通知は、次に掲げる各号の定めによるものとする。

(a) 発信の日付を付すこと、および

(b) 会社に対して、発信日から28日以内の遵守を求めること

(3) 会社は、前項に定める期間内に通知を遵守するときは、第1項にいう法令の不遵守について刑事手続に付されることはないものとする。

(4) 会社は、第2項に定める期間内に通知を遵守しないときは、200ポンドの民事制裁金 (civil penalty) を課される。このことは、第1項にいう遵守解意について刑事手続による責任を妨げるものではない。

(5) 前項の民事制裁金は、登記官によって徴収され、統合基金 (the Consolidated Fund) に払い込まれるものとする。

補則 (Supplementary)

第28条 既存会社：基本定款規定の扱い (Existing companies: provisions of memorandum treated as provisions of articles)

(1) 本編の施行前に会社の基本定款に定められていたが、第8条に該当しない規定は、本編の施行後には、会社定款の規定として扱われる。

(2) 本条は、実体的な条項 (substantive provisions) ばかりでなく、(第22条にいう) 硬性条項にも適用される。

(3) 硬性条項に関する本編の規定は、第23条第1項第(a)号に基づく登記官への通知義務が適用されないことを除いて、会社設立の際に定められた条項に適用されるのと同様に適用される。

第3章 会社の定款等に影響する決議および合意

(Resolution and Agreement Affecting to a Company's Constitution)

第29条 会社の定款等に影響する決議および合意 (Resolution and agreement affecting to a company's constitution)

(1) 本章は、次の各号に掲げるものに適用される。

(a) 特別決議

(b) 特別決議が成立した場合を除いて、通常であれば効力を持たない事項に関する、会社の社員全員による決議または合意

(c) 特別多数その他特別の方法によって成立する場合を除いて、通常であれば効力を持たない事項に関する、種類株主全員による決議または合意

(d) ある種類の種類株主全員の合意によるのではなく、当該種類株主全員を拘束する決議または合意

(e) 法令 (any enactment) により本章が適用されるその他の決議または合意

(2) 前項にいう会社の社員または会社の種類株主には、自己株式として株式を保有することのみによって社員となる場合には当該会社を含まないものとする。

第30条 決議または合意の写しの登記官への送付 (Copies of resolution or agreement to be forwarded to registrar)

(1) 本章が適用される決議または合意の写し、または、(決議または合意が書面によらないときは) それを記載した覚書きは、その成立または合意の日から15日以内に、登記官に送付されなければならない。

- (2) 会社が本条の遵守を怠るときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。
 - (a) 当該会社、および
 - (b) 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員
- (3) 本条により有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル 3 を超えない罰金に処せられ、違反が継続するときは、標準スケールのレベル 3 の 1 割を超えない罰金を 1 日ごとに加算される。
- (4) 本条の適用については、会社の清算人は、会社の役員として扱われる。

第4章 細則および補則 (Miscellaneous and Supplementary Provisions)

会社の目的の記載 (Statement of company's objects)

第31条 会社の目的 (Statement of company's objects)

- (1) 会社の目的は、会社定款によって制限される場合を除いて、制限されないものとする。
 - (2) 会社が定款を変更して、会社の目的の記載に追加、削除または変更を行うときは、次に掲げる各号の定めによる。
 - (a) 会社は、登記官に通知しなければならず、
 - (b) 登記官は、通知を受領するときは、これを登記簿に記載しなければならず、かつ
 - (c) 定款の変更は、登記簿に当該通知を記載するまで、効力を持たない。
 - (3) 前項の変更は、会社の権利・義務に何らの影響を与えることはなく、また、会社による訴訟手続または会社に対する訴訟手続の瑕疵となることはない。
 - (4) 会社がチャリティー団体である場合には、本条の規定は、次の各号に掲げる規定に基づき効力を有する。
 - (a) イングランドおよびウェールズでは、1993年チャリティー法 (the Charities Act 1993, c. 10) 第64条
 - (b) 北アイルランドでは、1987年チャリティー (北アイルランド) 令 (the Charities (Northern Ireland) Order 1987 (S. I. 1987/2048 (N. I. 19))) 第9条
 - (5) スコットランドチャリティー登記に登載された会社の場合には、本条の規定は、2005年チャリティーおよび信託投資 (スコットランド) 法 (the Charities and Trust Investment (Scotland) Act 2005 (asp 10)) の規定に基づき効力を有する。
- 会社の定款等に関するその他の規定 (Other provisions with respect to a company's constitution)
- 第32条 社員に提供されるべき定款等に関する文書 (Constitutional documents to be provided to members)
- (1) 会社は、社員の請求により、次の各号に掲げる文書を送付しなければならない。
 - (a) 最新的会社定款の写し、
 - (b) 第3章が適用される会社に関する決議または合意 (会社の定款等に影響する決議または合意) であって、その時点で効力を有するものの写し、

- (c) (i) 第34条第2項（会社の定款等が制定法により変更される場合の通知）, または, (ii) 第35条第2項第(a)号（裁判所またはその他の機関の命令が会社の定款等を変更する場合の通知）の下で, 登記官に送付することを要求される文書の写し,
 - (d) 第899条（和解またはアレンジメントを禁ずる命令）または第900条（組織再編または企業結合を促す命令）に基づく裁判所の命令の写し,
 - (e) 第996条（不公正な侵害に対する社員の保護：裁判所の権限）の下で会社の定款等を変更する裁判所の命令の写し,
 - (f) 会社の現在の設立証書および過去の設立証書の写し,
 - (g) 株式資本を有する会社の場合には, 現在の資本に関する文書,
 - (h) 保証有限責任会社の場合には, 保証に関する文書の写し
- (2) 第1項第(g)号により要求される資本に関する文書には, 次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- (a) 会社の株式の総数,
 - (b) 株式の額面価額の総額,
 - (c) 各種類株式ごとに, (i) 当該株式に付される権利の詳細, (ii) 当該種類株式の総数, および, (iii) 当該種類株式の額面価額の総額, ならびに,
 - (d) (額面額であると額面超過額であるとを問わず) 各株式の払込済額および未払込価額
- (3) 会社が本条の遵守を怠るときは, 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員は有罪となる。
- (4) 本条により有罪となる者は, 審査によらない有罪判決により, 標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

第33条 会社の定款等の効力 (Effect of company's constitution)

- (1) 会社の定款等の規定は, 会社と社員の間にこれに従うべき捺印契約が存在するのと同様に, 会社および社員を拘束する。
- (2) 定款等に基づき社員が会社に支払うべき金銭は, 会社に対する社員の債務となる。イングランド, ウェールズおよび北アイルランドでは, 通常の契約に基づく債務の性質をもつ。

第34条 会社の定款等が立法により変更された場合の登記官への通知 (Notice to registrar where company's constitution altered by enactment)

- (1) 本条は, 会社の定款等が, 一般法を変更する立法以外の立法⁽³⁾により変更された場合に適用される。
- (2) 会社は, 当該立法の施行後15日以内に, 法律を特定して, 登記官に変更の通知を発しなければならない。特殊立法の場合には, 通知には, 当該特殊立法の写しを添付しなければならない。
- (3) 当該立法が次の各号に掲げるものを変更するときは, 前項の通知には, 変更後

(3) 第1293条には, 立法(enactment)の定義規定が置かれている。

の会社の定款、または、当該決議もしくは合意の写しを添付しなければならない。

- (a) 会社の定款、または
- (b) 第3章（会社の定款等に影響する決議および合意）が適用される決議または合意

(4) 「特殊立法」とは、次の各号に掲げるものを含め、公開の一般立法ではない立法を意味する。

- (a) 暫定命令を追認するための立法
- (b) 民間事業（Private Business）に関する貴族院または下院の議事規則（the standing orders）がその可決に適用される公開の一般立法の規定

- (c) 特殊立法に包摂されまたは特殊立法のために適用される立法

(5) 会社が本条の遵守を怠るときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および
- (b) 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員

(6) 本条により有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続するときは、標準スケールのレベル3の1割を超えない罰金を1日ごとに加算される。

第35条 会社の定款等が命令により変更される場合の登記官への通知 (Notice to registrar where company's constitution altered by order)

(1) 会社の定款等が裁判所その他の機関の命令によって変更されるときは、会社は、当該変更の発効後15日以内に登記官に対し、当該変更の通知を発しなければならない。

(2) 前項の通知には、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。

- (a) 命令の写し、および、
- (b) 命令が (i) 会社の定款または (ii) 第3章が適用される決議もしくは合意を変更するときは、変更された定款または決議もしくは合意の写し

(3) 会社が本条の遵守を怠るときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および
- (b) 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員

(4) 本条により有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル6を超えない罰金に処せられ、違反が継続するときは、標準スケールのレベル3の1割を超えない罰金を1日ごとに加算される。

(5) 本条は、他の立法により当該命令の写しを登記官に提出する旨が規定されているときは、適用されない。

第36条 会社が送付する定款の写しの添付文書等 (Documents to be incorporated in or accompany copies of articles issued by company)

(1) 会社が送付する会社の定款の写しには、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。

- (a) 第3章（会社の定款等に影響する決議および合意）が適用される当該会社に関する決議または合意の写し、

- (b) 第34条第 2 項（会社の定款等が立法により変更される場合の通知）の下で登記官への通知が要求される場合には、当該立法が会社の定款等の効力を変更する旨の書面
 - (c) 会社の定款等が特殊の立法により変更される場合（第34条第4項参照）には、当該特殊の立法の写し、および、
 - (d) 第35条第 2 項（会社の定款等を変更する裁判所またはその他の機関の命令）の下で登記官への送付を要求される命令の写し
- (2) 本条は、次の各号に掲げる場合には、文書の写しまたは書面の添付を要求するものではない。
- (a) 決議、合意、命令または立法の会社の定款等に対する効果が、改正により定款に記載される場合、または
 - (b) 決議、合意、命令または立法が、当面効力を有しない場合
- (3) 会社が本条の遵守を怠るときは、会社の任務懈怠のあるすべての役員は有罪となる。
- (4) 本条により有罪となる者は、必要な各々の写しの発送の時点で、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル 3 を超えない罰金に処せられる。
- (5) 本条の適用において、会社の清算人は会社の役員として扱われる。

第37条 社員以外の立場において利益に参加する権利の無効 (Right to participate in profits otherwise than as member void)

会社の社員以外の立場において分配可能な会社の利益に参加する権利を与える効果をもつ、株式資本を有さない保証有限責任会社の定款規定または会社の決議は、無効である。

第38条 一人会社に対する立法および判例法理の適用 (Application to single member companies of enactments and rules of law)

2名以上の社員により設立され、2名以上の社員を有する会社に適用される立法または判例法理 (any rule of law) は、1名の社員により設立され1名の社員のみを有する会社には、必要な修正を加えて適用される。

〔川島いづみ〕

第 4 編 会社の能力および関連事項
(A COMPANY'S CAPACITY AND RELATED
MATTERS)

〔解 説〕

2006年会社法第4編は、1985年会社法第3章第1編の諸規定に代置するものであるとともに、同法における一定の法準則に重要な変更をもたらす内容となっているが、会社の能力や取締役の権限を制限する定款等の効力を扱っ

た部分が本編の主体である。その他の部分は、イングランド・ウェールズまたは北アイルランド、またはスコットランドで行われる事業について会社の代理人が行為する場合の方式を規定する⁽¹⁾。

イギリス会社法上、定款への会社の目的 (object) の記載が絶対的記載事項とされた上で、その範囲に含まれない行為すなわち能力外の行為 (ultra vires act) の効力が会社に及ばないとする能力外法理が存在してきたことは周知の事実である。ここに能力外の法理 (ultra vires doctrine) とは、定款所定の会社の目的はこれを容易に変更できないとする規律を前提に、一般会社法上の会社 (registered company) は基本定款 (memorandum of association) に記載された目的の範囲内においてのみ能力を有するため、能力外の行為は絶対に無効であって、総社員の同意によってもこれを追認できないとするコモンロー上の理論であり、その主眼は、会社がその目的とする事業以外には株主からの投下資本や会社債権者の担保たるべき会社財産を危険にさらさないようにすることにあった⁽²⁾。他方で、第三者は会社の目的を含む定款の内容を知り、かつ、理解しているものとみなされたため (擬制悪意 (constructive notice) の法理)⁽³⁾、これが取引の安全を害するおそれがあることから、既に1929年会社総括法の改正勧告を行った1945年のコーベン委員会 (Cohen committee) の報告において、この法理をもっぱら取締役の権限に対する内部的制限として位置付け、第三者に対する関係では会社が一般的能力を有するものとすることが提案されていた⁽⁴⁾。この勧告は、1948年の会社法改正では実現を見なかつたが、その後の1948年会社法改正の勧告を行ったジェンキンズ委員会 (Jenkins committee) 報告では同法理を維持しつつ、第三者に対する関係で擬制悪意法理の適用を排除して善意の第三者保護を図る方向で法改正を提案したこと⁽⁵⁾もあって、1967年の会社法改正でも能力外法理の廃棄が実

(1) Palmer's Company Law: Annotated Guide to the Companies Act 2006, 2nd ed., 2009, p. 89.

(2) 酒巻俊雄「イギリスの EC 加盟と会社法への影響」民商法雑誌78巻臨時増刊号 (2) 「(末川先生追悼論集) 法と権利 2」215頁 (1978年)。イギリス法における能力外法理について論じた論稿としては、山口幸五郎「会社の目的外行為の効力に関する一考察」同『会社取締役制度の歴史的展望』213頁以下 (成文堂, 1989年), 加美和照「イギリス会社法における能力外の理論の改正」同『会社取締役法制度研究』44頁以下 (中央大学出版部, 2000年) 等も参照。

(3) 酒巻・前掲 (注2) 215頁, 加美・前掲 (注2) 45頁。

(4) 酒巻・前掲 (注2) 216頁。

現することはなかった⁽⁶⁾。それが、イギリスの1972年のEC加盟に伴い、能力外法理の問題を扱い善意の第三者保護について定めた同年ヨーロッパ共同体法 (the European Communities Act 1972) 第9条第1項の国内法化の必要が生じたため、同項を1985年会社法改正において導入し、1985年会社法 (the Companies Act 1985 (c. 6)) 第35条第1項・第2項の規定を新設した。ただ、ヨーロッパ共同体法第9条第1項の内容が前記ジェンキンズ委員会の勧告に近かったこと⁽⁷⁾もあり、1985年会社法第35条第1項・2項は当初、能力外法理を維持することを前提に会社と取引を行う善意の第三者を保護し、第三者の悪意の立証責任を会社側に課すに止まった。しかし、その後の1989年会社法 (the Companies Act 1989 (c. 40)) により1985年会社法第35条が改正され、2006年会社法第39条とほぼ同内容の規定に改められたことで、能力外法理がイギリスにおいても対外的な法律関係に対する関係では廃棄されるに至ったものである⁽⁸⁾。

このほか、本編では、取締役の権限に加えた定款上の制限に違反する取引に係る善意の第三者保護 (第40条) を規定して取引の安全保護を図る一方で、取締役またはその関係者が当事者となるケースやチャリティ団体である会社が当事者となる取引については、特則を設け、必要なバランスを図っている。また、連合王国内で行われる取引の方式についても、詳細な規定を設け、対応の明確化を図っているが、基本的には1985年会社法の定めるところを踏襲する内容となっている。

〔条 文〕

会社の能力および会社を拘束する取締役の権限

(Capacity of company and power of directors to bind it)

第39条 会社の能力 (A company's capacity)⁽⁹⁾

-
- (5) Report of the Company Law Committee, Cmnd 1749, para. 42.
 - (6) 酒巻・前掲 (注2) 217頁。
 - (7) 酒巻・218頁。
 - (8) Paul Davies, Gower and Davies' Principles of Modern Company Law, 8th ed., para. 7-2 (pp. 154-155). しかし、対内的な取締役の行為規範としては依然、定款の目的条項が機能することに注意が必要である。
 - (9) 本条は、1985年会社法第35条第1項に代わるものであり、同項の「基本定款」(the memorandum) の文言を定款等 (the constitution) に変えるが、その実質を変更するものではない。Palmer's Company Law : Annotated Guide

(1) 会社が行った行為の有効性 (validity) は、当該会社の定款等のいかなる定めを理由とするものであれ能力の欠如 (lack of capacity) を理由としてこれを争えないものとする。

(2) 本条は、第42条 (チャリティ団体である会社) に従って効力を有する。

第40条 会社を拘束する取締役の権限 (Power of directors to bind the company)⁽¹⁰⁾

(1) 会社と善意で (in good faith) 取引を行う者のために、当該会社を拘束したまでは他の者に会社を拘束する権限を授与する取締役の権限は、当該会社の定款等に基づく一切の制限を受けないものとみなす。

(2) 本条の目的に關しては、次の各号に定めるところによる。

(a) ある者が会社「と取引をする」 (deal with) とは、その者が、当該会社が当事者となっている一切の取引またはその他の行為 (transaction or other act) の当事者である場合をいう⁽¹¹⁾。

(b) 会社と取引をする者については、以下に定めるものとする。

to the Companies Act 2006, 2nd ed., 2009, p. 89. しかし、他方で、本条は、定款所定の目的の範囲外の能力外行為 (ultra vires act) が行われる前にこれを株主が差し止めることを認めていた1985年会社法第35条第2項に相当する規定を置いていない点には注意を要する。その理由は、第1に、2006年会社法では会社の定款等に当該会社の目的条項を定めることを要件とせず任意的記載事項としたため、定款等に目的を定めない会社については、1985年会社法第35条第2項の適用が問題とならないと考えられることと、第2に、定款等に会社の目的を定めた場合において、取締役がこれに違反して目的の範囲外の行為を行おうとするときは、2006年会社法第171条第 (a) 号に定める定款遵守義務に違反することとなり、同法第260条に定める株主代表訴訟 (derivative claim) により差止を行えるため、1985年会社法第35条第2項に相当する規定を本条に設ける必要がなくなったことにあると説明されている。DTI, Explanatory Note to the Companies Act 2006, para. 123, Palmer, *ibid*, p. 89. なお、本条は、2009年10月1日より施行されている。なお、1985年会社法第35条については、加美・前掲 (注2) 48頁～51頁を参照。

(10) 本条は、1985年会社法第35A条および第35B条に代わるものであり、会社の定款等による取締役の権限に対する内部的制限に違反して行われた対外的取引について、善意の第三者の保護を図るものである。DTI, *ibid*, para. 125, Palmer, *ibid*, pp. 90-91. 本条は、2009年10月1日から施行されている。なお、1985年会社法第35A条等については、加美・前掲 (注2) 51頁～53頁参照。

(11) 本条の前身である1985年会社法第35A条第2項 (a) に關連して、会社からボーナス株を受領する株主は、「会社と取引をする者」に該当しないと判示した判例がある。EIL Services Ltd v Phipps [2004] EWCA Civ 1069. Palmer, *ibid*, p. 91.

- (i) その者は、当該会社を拘束したまま他の者に会社を拘束する権限を授与する取締役の権限に対する制限に関して調査義務を負わない。
 - (ii) その者は、善意で行動したものと推定する。
 - (iii) その者は、ある行為が当該会社の定款に基づく取締役 (the directors) の権限を越えるものであることを認識していることのみを理由としては悪意に (in bad faith) 行為するものとみなされない。
- (3) 前2条において当該会社の定款等に基づく取締役の権限に対する制限には、次の各号に定めるものに由来する制限を含む。
- (a) 当該会社の決議またはいずれかの種類株主の決議、または、
 - (b) 当該会社の社員間の合意またはいずれかの種類社員間の合意
- (4) 本条は、取締役の権限を超える行為の履行を差し止める裁判手続き (proceedings) を行う当該会社の社員の権利には何らの影響も与えない。ただし、当該裁判手続きは、既に行われた当該会社の行為に由来する法律上の義務の履行としてなされる行為に関してはこれを認めない。
- (5) 本条は、取締役の権限越限を理由として取締役その他の者が負う責任には何らの影響も与えない。
- (6) 本条は、次の各条に従って効力を有する。
- 第41条 (取締役またはその関係者 (associates) との取引)、および、
 第42条 (チャリティ団体である会社)
- 第41条 定款等に基づく制限: 取締役またはその関係者に係る取引** (Constitutional limitations: transactions involving directors or their associates)⁽¹²⁾
- (1) 本条は、ある取引の有効性が第40条 (善意で会社と取引をする者のために、会社の定款等に基づく制限を受けないものとみなされる取締役の権限) によって決まる場合に、その限りにおいて、当該取引にこれを適用する。本条の定めは、当該取引について争う余地を認めまたは当該会社に対する何らかの責任を生じさせる可能性がある他の立法または判例法 (rule of law) の適用を排除するものとしてこれを解釈してはならない。
 - (2) 次の各号に定めるいずれの要件をも満たす場合は、当該取引は会社の選択によりこれを取り消すことができる。
- (a) 会社が当該取引を締結するものであって、かつ、

(12) 本条は、1985年会社法第322A条の規律を承継・維持するものであり、取締役またはその関係者が当事者となっている会社との取引については、善意の第三者保護を目的とする2006年会社法第40条の適用を制限するものであり、取引の相手方が取締役またはその関係者であるときには、会社による当該取引の取消を原則として認める。Palmer, *ibid*, p. 93. また、本条は、取引の取消の有無にかかわらず、取引当事者である取締役またはその関係者と当該取引を承認した取締役の利得返還責任と損害賠償責任を法定する。なお、1985年会社法第322A条については、加美・前掲 (注2) 53頁～54頁参照。

- (b) 当該取引の当事者が以下に定める者のいずれかを含む場合
 - (i) 当該会社またはその持株会社 (holding company) の取締役, または,
 - (ii) 当該取締役の関係者
 - (3) 前項の取引が取り消されるか否かにかかわらず, 本条第2項第(b)号(i)または(ii)に定める当該取引の当事者, および, 当該取引を承認した当該会社の一切の取締役は, 次の各号に定める責任を負う。
 - (a) 当該取引により当該当事者が直接または間接に得た一切の利益を当該会社に返還する責任
 - (b) 当該取引から生じた一切の損失または損害を当該会社に対して賠償する責任
 - (4) 第2項の取引は, 次の各号のいずれかに定める場合には, これを取り消すことができないものとなる。
 - (a) 当該取引の目的 (subject matter) であった金銭その他の財産の回復がもはや不可能である場合,
 - (b) 当該会社が当該取引により生じた損失または損害の賠償を受けている場合,
 - (c) 当該取引の当事者でない者が誠実に有償で (bona fide for value), かつ, 取締役の権限越について現実の認識なく取得した権利が, 当該取引の取消によつて影響を受ける場合, または,
 - (d) 当該取引が当該会社によって追認 (affirm) される場合
 - (5) 当該会社の取締役でない者は, その者が, 第2項の取引が締結された時点において, 当該会社の取締役がその権限を越えていることを知らなかつたことを証明するときには, 第3項に基づく責任を負わない。
 - (6) 本条の前各号のいかなる定めも, 本条第2項第(b)号(i)または(ii)に定めるところに含まれない, 同項の取引の当事者の権利には一切影響しない。ただし, 裁判所は, 当該会社または当該当事者の申立に基づいて, 裁判所にとって公正と認められる条件に従つて当該取引を追認し, 分離し (severing) または無効にする命令を発することができる。
 - (7) 本条においては, 次の各号の定めるところによる。
 - (a) 「取引」には, 一切の行為を含み, かつ,
 - (b) 取締役の関係者は, 第10編 (会社の取締役) におけると同一の意味を有する。
- 第42条 定款等に基づく制限: チャリティ団体である会社 (Constitutional limitations: companies that are charities)⁽¹³⁾**
- (1) 第39条および第40条 (会社の能力および会社を拘束する取締役の権限) は, これをチャリティ団体である会社の行為に対しては適用しない。ただし, 次の各号のいずれかに定める者の利益を保護すべき場合は, この限りでない。

(13) 本条は, 1993年チャリティ団体法 (the Charities Act 1993) の第65条を会社法に取り込む規定であり, チャリティ団体である会社の特則を定める。

DTI, *supra* note 9, at paras. 130-131. 本条は, 2009年10月1日から施行されている。

- (a) 当該行為が行われる時点において、当該会社がチャリティ団体であることを知らない者、または、
 - (b) 当該行為に関連する対価の全部として金銭またはこれと同等の価値を有するものを交付しており、以下に定めることを知らない者
 - (i) 当該行為が当該会社の定款等によって認められていないこと、または、
 - (ii) 当該行為が取締役の権限を越越するものであること。
- (2) チャリティ団体である会社が、財産に対する権利 (interest in property) を譲渡または付与しようとするときは、次の各号に定める事実は、その後に当該財産または当該財産に対する権利を、対価の全部を交付して、かつ、当該会社の行為の有効性に影響を与える事情を現実に知らずに取得する者の権原には影響しない。
- (a) 当該行為が、当該会社の定款等によって認められないものであったこと、または、
 - (b) 取締役が当該行為に関連して、当該会社の定款等に基づく取締役の権限に対する制限を越越したこと。
- (3) 第1項または第2項により提起される一切の裁判手続きにおいては、次の各号に定める事実の立証責任は、当該事実を主張する者にある。
- (a) ある者が、当該会社がチャリティ団体であることを知っていたこと、または、
 - (b) ある者が、ある行為が当該会社の定款等によって認められないものであることをまたは取締役の権限を越越するものであることを知っていたこと。
- (4) チャリティ団体である会社の場合、第41条が適用される取引（取締役または取締役の関係者との取引）の追認 (affirmation) は、次の各号に定める者の事前の書面による同意を得ない限り、効力を有さない。
- (a) イングランド・ウェールズでは、慈善事業監督委員会 (Charity Commission)；
 - (b) 北アイルランドでは、社会開発省 (the Department for Social Development)。
- (5) 本条は、スコットランドにはこれを適用しない（ただし、1989年会社法 (c. 40) 第112条を参照せよ。）⁽¹⁴⁾。

イングランド・ウェールズまたは北アイルランドの法に基づいて
事業を行う場合の方式 (Formalities of doing business under
the law of England and Wales or Northern Ireland)

第43条 会社の契約 (Company contracts)⁽¹⁵⁾

-
- (14) 本条の適用がスコットランドに関して排除されているのは、1989年会社法第112条に本条と同様の規定がスコットランドに適用されるものとして置かれているからである。
 - (15) 本条は1985年会社法第36条をリストートしたものであり、2009年10月1日から施行されている。本条は外国会社 (overseas companies) に準用される。

- (1) イングランド・ウェールズまたは北アイルランドの法によれば、契約は次の各号のいずれかに定める方法によってこれを行うことができる。
- (a) 会社が、その会社印 (common seal) を付した書面で行う方法、または、
 - (b) 会社からの権に基づいて行為する者が会社のためにすることを明示または黙示して行う方法
- (2) 個人 (individual) が契約を行う場合に法によって要求される一切の方式 (formalities) は、これを、会社が行う契約または会社のために行われる契約にも適用する。ただし、別段の意思表示があるときは、この限りでない。

第44条 書面の作成 (Execution of documents)⁽¹⁶⁾

- (1) イングランド・ウェールズまたは北アイルランドの法によれば、書面は次の各号のいずれかに定める方法により会社がこれを作成する。
- (a) 当該会社の会社印を付する方法、または、
 - (b) 次項に定めるところに従ってなされる署名を行う方法
- (2) 書面が会社によって有効に作成されるのは、当該書面に対して次の各号のいずれかに定める者が会社のために署名している場合である。
- (a) 2 人の権限のある署名者 (authorised signatories)、または、
 - (b) 当該会社の 1 人の取締役。この場合、取締役の署名は、当該取締役の署名を証明する証人の立ち会いの下で行うことを要する。
- (3) 次の各号に定める者が、第 2 項の目的に關して「権限のある署名者」である。
- (a) 当該会社の各取締役、および、
 - (b) 会社秘書役を設置する私会社または公開会社の場合には、当該会社の会社秘書役 (または共同秘書役 (joint secretary) のいずれか)
- (4) 第 2 項に従って署名が行われた書面は、いかなる文言で表記されても、会社によって有効に作成されている限りは、当該会社の会社印に基づいて作成された場合と同一の効力を有する。
- (5) 買主 (purchaser) の利益のために、書面が第 2 項に従って署名の付されたものとされるときは、会社がこれを適式に作成したものとみなす。「買主」とは、経済的対価を交付した善意の買主を意味し、賃借人 (lessee)、抵当権者 (mortgagee) その他経済的対価を交付して財産に対する権利を取得する者を含む。
- (6) 書面が 1 人の者によって 2 以上の会社のため署名されるときは、当該書面は、本条の目的に關連して、当該者がこれを適式に作成したものとしない。ただし、当該

Palmer, *supra* note 9, p.95. また、The Overseas Companies (Execution of Documents and Registration of Charge) Regulations 2009 (SI 2009/1917) も参照。

(16) 本条は、1985年会社法36A 条に代わるものであり、2008年 4 月 6 日から施行されている。本条も、外国会社 (overseas companies) に準用される。 Palmer, *ibid*, p. 96. The Overseas Companies (Execution of Documents and Registration of Charge) Regulations 2009 (SI 2009/1917) も参照。

者が当該書面に対し各別の資格において署名するときは、この限りでない。

(7) 本条において、書面が取締役または会社秘書役によって署名される（または署名されたものとされる）とは、その地位が団体（a firm）によって保有されているときは、当該書面が当該団体のために署名する権限を当該団体より授与された個人によって署名されること（または署名されたものとされること）をいう。

(8) 本条は、会社が第三者の名においてまたは第三者のために作成する（または作成したものとする）書面に対し、当該第三者が会社であると否とを問わず、これを適用する。

第45条 会社印 (Common seal)⁽¹⁷⁾

(1) 会社は会社印を有することができる。ただし、会社は会社印を必ずしも持つことを要しない。

(2) 会社印を有する会社は、当該会社印に識別可能な文字をもって当該会社の名称を刻み込むものとする。

(3) 会社が第2項を遵守しないときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(b) 任務懈怠のある当該会社のすべての役員。

(4) 会社の役員または会社のために行為する者は、当該会社の名称が第2項に定めるところに従って刻み込まれていない印章を、当該会社の印章であるものとして使用し、または使用することを認めるときは、有罪となる。

(5) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審手続によらない有罪判決により標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

(6) 本条は、スコットランド法の一部を構成しない。

第46条 捺印証書の作成 (Execution of deeds)⁽¹⁸⁾

(1) 次の各号に定める要件をいずれも満たすときは、そのときに限って、書面が、1989年財産権（雑則）法（c. 34）(the Law of Property (Miscellaneous Provisions) Act 1989) 第1条第2項第b号の目的に関して、捺印証書（deed）として会社により適式に作成されたものとする。

(a) 当該書面が当該会社によって適式に作成されていること、および、

(b) 当該書面が捺印証書として交付されていること。

(2) 第1項第(b)号の目的に関して、書面はその作成時にこれを交付したものと推定する。

第47条 代理人による捺印証書その他の書面の作成 (Execution of deeds or other documents by attorney)⁽¹⁹⁾

(17) 本条は、1985年会社法第36A条第3項および第350条に代わるものであり、2009年10月1日から施行されている。Palmer, *ibid*, p. 97.

(18) 本条は、1985年会社法第36AA条をリストートするものであり、2009年10月1日から施行されている。Palmer, *ibid*, p. 97.

(19) 本条は、1985年会社法第38条に代わるものであり、2009年10月1日から施行

- (1) イングランド・ウェールズまたは北アイルランドの法によれば、会社は、捺印証書として作成された証書 (instrument) をもって、ある者に対し、当該会社の代理人として当該会社のために捺印証書その他の書面を作成する権限を、一般的にまたは特定の事項に関連して授与することができる。
- (2) 前項に従って作成された捺印証書その他の書面は、連合王国の内外を問わず、当該会社がこれを作成したものとして効力を有する。

スコットランド法に基づいて事業を行う場合の方式

(Formalities of doing business under the law of Scotland)

第48条 会社による書面の作成 (Execution of documents by companies)⁽²⁰⁾

- (1) 次項以下の規定は、スコットランド法に限って、その一部を構成する。
- (2) 法令の規定にかかわらず、会社は会社印を持つことを要しない。
- (3) 次の各号に定める立法の目的に関して、1995年書面要件 (スコットランド) 法 (c. 7) (the Requirements of Writing (Scotland) Act 1995) の規定に従って会社によって署名または記名が行われた書面は、第 (a) 号に定めるところに従って作成されたものとして効力を有する。
- (a) 書面は会社がこれをその会社印を付する方法をもって作成するものとする旨を定める立法、または、
- (b) (文言の如何を問わず) 前号の定めるところに従って作成された書面について定める立法

その他の事項 (Other matters)

第49条 海外で使用される公式印 (Official seal for use abroad)⁽²¹⁾

- (1) 会社印を有する会社は、連合王国外で使用する公式印を有することができる。
- (2) 前項の公式印は、当該会社の会社印の複製 (facsimile) とし、その印影に当該公式印が使用される一または二以上の地名を付記したものでなければならない。
- (3) 第1項の公式印は、適式に書面に付されたときは、当該会社の会社印と同様の効力を有する。ただし、本項はスコットランドにはこれを適用しない。
- (4) 連合王国外で使用するための公式印を有する会社は、次の各号のいずれかに定める方法により、その目的のために選任された一切の者に対し、当該会社が当事者となる一切の捺印証書またはその他の書面に当該公式印を付する権限を与えることができる。
- (a) 当該会社の会社印の付された書面による方法、または、

されている。Palmer, *ibid*, p. 97.

(20) 本条は、1985年会社法第36B条に代わるものであり、2009年10月1日から施行されている。Palmer, *ibid*, p. 98.

(21) 本条は、1985年会社法第39条に代わるものであり、2009年10月1日から施行されている。Palmer, *ibid*, p. 99.

(b) スコットランドに関しては、1995年書面要件（スコットランド）法に従って会社名の記名が行われた書面による方法

(5) 会社と、前項の代理人と取引を行う者との間においては、当該代理人の権限は、次の各号に定める期間は継続する。

(a) 代理権を授与する証書に記載された期間、または、

(b) 前号の証書に期間の記載がないときは、当該代理人の権限の撤回（revocation）または終了（termination）の通知が、前項の代理人と取引を行う者に対して到達するまでの間

(6) 会社の公式印を付する者は、公式印が付される捺印証書またはその他の書面の上に、当該公式印が付された日および地を記載し、これを証しなければならない。

第50条 株券その他に関する公式印 (Official seal for share certificates etc)⁽²²⁾

(1) 公式印を有する会社は、次の各号に定めることのために用いる公式印を有することができる。

(a) 当該会社が発行する有価証券に押捺すこと、または、

(b) 当該会社が発行する有価証券を発生させまたは証明するための書面に押捺すること

(2) 前項の公式印は、次の各号に定めるところによる。

(a) 当該公式印は、当該会社の会社印の複製とし、その印影に「有価証券（Securities）」の語を付記したものでなければならない。

(b) 当該公式印は、適式に書面に付されたときは、当該会社の会社印と同様の効力を有する。

第51条 会社設立前の契約、捺印証書および債務 (Pre-incorporation contracts, deeds and obligations)⁽²³⁾

(1) 会社によってまたは会社のために当該会社の設立が効力を発する前の時点で行われたとされる契約は、別段の合意がある場合を除き、当該会社のために行為しましたは当該会社の代理人（agent）として行為するとされる者との間で行われた契約としてその効力を有するものとし、当該者が当該契約に基づいて個人的に責任を負う。

(2) 第1項は、次の各号に定めるものに対して、契約の締結（making of a contract）に適用するのと同様にこれを適用する。

(a) イングランド・ウェールズまたは北アイルランド法に基づく捺印証書の作成、および、

(b) スコットランド法に基づく債務の引受け（undertaking of an obligation）

第52条 為替手形および約束手形 (Bill of exchange and promissory notes)⁽²⁴⁾

(22) 本条は、1985年会社法第40条に代わるものであり、2009年10月1日から施行されている。Palmer, *ibid*, p. 100.

(23) 本条は、1985年会社法第36C条をリストートするものであり、2009年10月1日から施行されている。Palmer, *ibid*, p. 100. ちなみに、会社設立前の契約等については、酒巻・前掲（注2）223頁～225頁を参照。

為替手形または約束手形は、会社の権限に基づき行為する者が当該会社の名において、または当該会社によるものとして、当該会社のために、もしくは当該会社の勘定においてこれを振り出し、引き受け、または、裏書したときは、これを当該会社のために振り出し、引き受け、または裏書したものとみなす。

〔中村信男〕

第38編 会社：解釈 (COMPANIES : INTERPRETATION)

〔解 説〕

本編は本法における用語の定義について解釈を与えるものである。その多くは1985年法における定義と対応するが、一部新たな定義が導入されている⁽¹⁾。

本編の施行時期は規定によって異なっている。1158条ないし1160条、1163条、1166条、1168条は2009年10月1日、1159条、1161条、1162条、1164条、1165条、1169条および1172条は2008年4月6日、1170条は2007年4月6日となっている（日付は完全施行日）。なお1170条は、2007年3月9日に改正されており⁽²⁾、1170A条および1170B条は2009年10月1日の改正により⁽³⁾新たに挿入されている。

〔条 文〕

「連合王国の登記会社」の意義 (Meaning of “UK-registered company”)

第1058条 「連合王国の登記会社」の意義 (Meaning of “UK-registered company”)

本法において「連合王国の登記会社」とは、本法に基づき登記された会社を意味する。

第1046条に基づき一定の事項を登記した外国会社 (overseas company) は、これ

(24) 本条は、1985年会社法第37条をリストートするものであり、2009年10月1日から施行されている。Palmer, *ibid*, pp. 100-101.

(1) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para. 1482.

(2) The Companies (EEA State) Regulations 2007 (S. I. 2007/732), reg. 3.

(3) The Companies Act 2006 (Consequential Amendments, Transitional Provisions and Savings) Order 2009 (S. I. 2009/1941), art. 2 (1), Sch. 1 para. 260 (8) (with art. 10).

を含まない。

**「従属会社」および関連表記の意義
(Meaning of “subsidiary” and related expressions)**

第1159条 「従属会社」等の意義 (Meaning of “subsidiary” etc)

(1) 他の会社が、会社について次の各号に掲げる事由に該当するとき、当該会社は当該他の会社の「従属会社」(“subsidiary”)であり、当該他の会社は当該会社の「持株会社」(“holding company”)である。会社が当該他の会社の従属会社である会社の従属会社であるときも同様とする。

- (a) 当該他の会社が当該会社の議決権の過半数を保有するか、または
 - (b) 当該他の会社が当該会社の社員であり、かつ当該会社の取締役会の過半数の選解任権を有するか、または
 - (c) 当該他の会社が当該会社の社員であり、かつ他の社員との合意に従い単独で議決権の過半数を支配する
- (2) 会社について、他の会社および当該他の会社の完全従属会社または当該他の会社あるいは当該他の会社の完全従属会社のために行為する者の他に社員が存在しないとき、当該会社は当該他の会社の「完全従属会社」(“wholly-owned subsidiary”)である。
- (3) 附則 6 (Schedule 6) は、本条で用いられる表記を説明する条項または本条を補完する条項を含む。
- (4) 本条および附則 6 (Schedule 6) における「会社」は、あらゆる法人 (body corporate) を含む。

第1160条 「従属会社」等の意義：修正権限 (Meaning of “subsidiary” etc : power to amend)

- (1) 国務大臣 (The Secretary of State) は、「従属会社」(“subsidiary”)「持株会社」(“holding company”)「完全従属会社」(“wholly-owned subsidiary”)の表記の意味を変更するため、規則 (Regulations) をもって第1159条 (「従属会社」等の意義) および附則 6 (「従属会社」等の意義) 補完条項) の条項を修正することができる。
- (2) 本条に基づく規則は、不採択決議手続 (negative resolution procedure) に服する。
- (3) 本条に基づく規則によるいかなる修正も、別段の定めの無い限り、本法以外の法規 (enactment) の目的に関しては適用されない。
- (4) 1978年解釈法 (Interpretation Act 1978 (c. 30)) 第17条第2項により法規以外の行為 (deeds), 証書 (instrument) および文書 (documents) に適用される同法第23条第3項は、本条に基づく規則によって生じた廃止および再制定に関しては適用されない。

「企業」および関連表記の意義 (Meaning of “undertaking” and related expressions)

第1161条 「企業」および関連表記の意義 (Meaning of “undertaking” and related expressions)

- (1) 本法において、「企業」とは次の各号に掲げるものを意味する。
- (a) 法人あるいはパートナーシップ (partnership), または
 - (b) 営利・非営利を問わず商業ないし事業を営む権利能力なき社団 (an incorporated association)
- (2) 本法において株式とは次の各号に掲げるものを意味する。
- (a) 株式資本以外の資本を有する企業に関しては、当該企業の有する資本に対する持分権
 - (b) 資本を有しない企業に関しては、当該企業からの収益を享受し損失を分担する権利を付与するもの、または、清算時において当該企業の費用および債務を負担する義務を生じさせるもの
- (3) その他会社に用いられる表現は、会社ではない企業に関しては、対応する者、役員、文書または機関を、状況に応じて当該記載を当該企業に用いられるものとして解釈するものとする。
- 上記解釈は、そうした表記の読み替えを定める条項に服する。
- (4) 本法に言う「姉妹企業」 (“fellow subsidiary undertakings”) とは、同一の親企業について子企業である企業（相互に親子関係にあるものを除く）をいう。
- (5) 本法において「グループ企業」とは、企業に関しては、次の各号に該当するものを意味する。
- (a) 当該企業の親企業あるいは子企業、または
 - (b) 当該企業の親企業の子企業

第1162条 親企業および子企業 (Parent and subsidiary undertakings)⁽⁴⁾

- (1) 本条（および附則 7 (Schedule 7)）は、本法における「親企業」 (“parent undertaking”) および「子企業」 (“subsidiary undertaking”) を定義する。
- (2) 企業は、次の各号に掲げる場合には、他の企業（子企業）との関係において親

(4) 本稿では、同じ “subsidiary” の語であっても、“subsidiary company” を「従属会社」, “subsidiary undertakings” を「子企業」と訳し分けている。「親子」概念は「持株一従属」概念よりも次の 2 点において広範なものとなっているためである。第 1 に、企業には会社だけでなくパートナーシップ (partnership) や法人格なき社団 (unincorporated association) も含まれる。そして第 2 に、「親子」関係を認定するにあたっては、「持株一従属」関係の場合にはない要件が加わる。すなわち、定款条項や支配契約に基づく場合のほか他の企業に対して支配的影響力を行使しうる場合（第 2 項(c)号、第 4 項(a)号）、親企業および子企業が統一的に経営されている場合（第 4 項(b)号）である。

企業となる。

- (a) 当該企業が当該他の企業の議決権の過半数を保有するか、または
 - (b) 当該企業が当該他の企業の社員であり、かつ当該他の企業の取締役会の過半数の選解任権を有するか、または
 - (c) 当該企業が、当該他の企業に対して、定款条項あるいは支配契約に基づき、支配的影響力を行使する権利を有する場合、または
 - (d) 当該企業が当該他の企業の社員であり、かつ他の株主あるいは社員との合意に従い単独で議決権の過半数を支配する場合
- (3) 本条第 2 項において、次の各号に掲げる場合、企業は他の企業の社員としてこれを扱うものとする。
- (a) 当該企業の子企業が当該他の企業の社員であるか、または
 - (b) 当該他の企業の株式が当該企業または等が企業の子企業のために行為する者によって保有されている場合
- (4) 他の企業（子企業）に関して、次の各号に掲げる場合、企業は親企業となる。
- (a) 当該企業が当該他の企業に対して支配的影響力あるいは支配力を行使する権限を有しているか、あるいは実際に行使している場合、または
 - (b) 当該企業およびその子企業が統一的に（on a unified basis）経営されている場合
- (5) 親企業は、当該親企業の子企業が親企業として扱われるかまたは扱われることになるその従属企業に関して、当該子企業の親企業として扱われるものとし、当該親企業の子企業もまた同様に解釈されるものとする。
- (6) 附則 7 (Schedule 7) は、本条で用いられる表記を説明する条項または本条を補完する条項を含む。
- (7) 本条および附則 7 において、株式とは、企業に関して、割り当てられた株式 (allotted shares) をいう。

その他の定義 (Other definitions)

第1163条 「非金銭資産」 (“Non-cash asset”)

(1) 本法において、「非金銭資産」とは、金銭以外の財産あるいは財産にかかる利益を意味する。

- 上記目的に照らして、「金銭」には外国通貨 (foreign currency) も含まれる。
- (2) 非金銭資産の譲渡または取得には次の各号に掲げる行為を含む。
 - (a) 財産あるいは利益または財産に対する権利の創造または消滅、および
 - (b) 確定債務額 (liquidated sum) にかかる責任を除く責任の免除

第1164条 「銀行会社」および「銀行グループ」の意義 (Meaning of “banking company” and “banking group”)

(1) 本条は、本法における「銀行会社」 (“banking company”) および「銀行グループ」 (“banking group”) を定義する。

(2) 「銀行会社」とは、次の各号に掲げる者を除く、2000年金融サービス・市場法 (the Financial Services and Market Act 2000 (c. 8)) 第4編に基づき預金の引受につき認可を受けた者を意味する。

(a) 会社でない者、および

(b) 第4編に基づく認可に従つたその他の規制行為を行う目的に限定してかかる認可を受けた者

(3) 本条第2項の定義は同法第22条、同条に基づく命令および同法附則2と一体となって解釈されなければならない。

(4) 銀行グループとは、親会社が銀行会社であるグループか、または次の各号に掲げる場合をいう。

(a) 親会社の主要な従属企業の業務が専らあるいはその大部分が金融に関するものであり、かつ

(b) 親会社が従属企業の取得、経営および利益の処分以外の業務を自ら行っている場合

ここでいう「グループ」は親企業とその従属企業を意味する。

(5) 本条第4項においては、次の各号に掲げるものとする。

(a) 親会社の主要な従属企業は、当該会社の従属会社であって、その業績および財務状態がグループ計算書類に計上された数値に主たる影響を及ぼすであろう企業であり、かつ

(b) 従属会社における利益の管理には、それら従属会社への役務に関する条項も含まれる。

第1165条 「保険会社」および関連表記の意義 (Meaning of “insurance company” and related expressions)

(1) 本条は、本法における「保険会社」 (“insurance company”) 「認可保険会社” (“authorised insurance company”) 「保険グループ」 (“insurance group”) および「保険市場活動」 (“insurance market activity”) を定義する。

(2) 「認可保険会社」とは、2000年金融サービス・市場法 (the Financial Services and Market Act 2000 (c. 8)) 第4編に基づき保険契約の締結および履行につき認可を受けた者 (法人であると否とを問わない) を意味する。

(3) 「保険会社」とは次の各号に掲げる者を意味する。

(a) 認可保険会社、または

(b) その他の者 (法人であると否とを問わない) で、(i) 保険市場活動を営む者であるか、あるいは、(ii) 保険契約を締結または履行する者 (当該保険契約に基づく当該者による給付が保険事故の発生またはビークル (vehicle) の破綻時における唯一のあるいは主たる現物給付である場合に限る)

(4) いずれの表記も、友愛組合法 (the Friendly Societies Act 1992 (c.40)) における友愛組合 (friendly society) を含まない。

(5) 保険グループとは、親会社が保険会社であるグループか、または次の各号に掲げる場合をいう。

(a) 親会社の主要な従属企業の業務が専らあるいはその大部分が保険に関するものであり、かつ

(b) 親会社が従属企業の取得、経営および利益の処分以外の業務を自ら行っていない場合

ここでいう「グループ」は親企業とその従属企業を意味する。

(6) 本条第6項においては、次の各号に掲げるものとする。

(a) 親会社の主要な従属企業は、当該会社の従属会社であって、その業績および財務状態がグループ計算書類に計上された数値に主たる影響を及ぼすであろう企業であり、かつ

(b) 従属会社における利益の管理には、それら従属会社への役務に関する条項も含まれる。

(7) 「保険市場活動」は2000年金融サービス・市場法 (the Financial Services and Market Act 2000 (c. 8)) 第316条第3項に定めるのと同義である。

(8) 本条にいう保険契約およびその締結または履行は、同法第22条、同条に基づく命令および同法附則2と一体となって解釈されなければならない。

第1166条 「従業員持株制度」 ("Employees' share scheme")

本法において従業員持株制度とは、次の各号に掲げる者の利益のために自社株の保有または社債の購入を助成または促進する制度をいう。

(a) (i) 当該会社、(ii) その子会社あるいは(iii) 当該会社の持株親会社あるいはその子会社の正規の従業員か過去そうであった者、または

(b) 前号に掲げる者の配偶者、市民パートナー、残存配偶者、残存市民パートナーまたは未成年の子・継子

第1167条 「所定の」の意義 (Meaning of "prescribed")

本法において「所定の」とは、国務大臣（または国務大臣が定める命令ないし規則）によって定められることを意味する。

第1168条 紙面および電磁的方法ならびに関連表記 (Hard copy and electronic form and related expressions)

(1) 本法においては以下の条項が適用される。

(2) 文書または通知が書面で送付または提供されると、紙または類似の可読形式によって送付または提供される場合をいう。書面もまた同様の意味である。

(3) 文書または通知が電磁的方法で送付または提供されると、次の各号に掲げる方法により送付または提供される場合をいう。電磁的方法もまた同様の意味である。

(a) 電磁的手段（たとえば電子メールやファクシミリ）によるか、または

(b) その他の電磁的手段（たとえば、電子記録媒体の郵送）による場合

(4) 文書または通知が電磁的手段で送付または提供されると、次の各号に掲げる手段により送付または提供される場合をいう。電磁的手段もまた同様の意味である。

(a) 最初の送信であり、かつ送信先においてデータ処理（データ圧縮を含む）またはデータ保存のための電子装置によって受領され、および

(b) 有線、無線、光学的手段またはその他の電磁的手段により、送信、伝達およ

び受領の全てが行われる場合

(5) 電磁的方法により送付または提供することが認められるかまたは義務付けられている文書または通知は、送信者または提供者が、受領者においてかかる文書または通知を次の各号に掲げる通りにできるものと合理的に考えられる形式および手段によらなければならない。

- (a) 当該文書または通知を読むことができ、かつ
- (b) その写しを保持することができること

(6) 本条において、文書または通知は次の各号に掲げるものでなければならない。

- (a) 肉眼で読むことができるか、または

(b) 画像（たとえば写真、図面、地図、設計図または描画）で構成される場合には、肉眼で視認することができること

(7) 本条の各条項は、本法の各条において「送付する」「提供する」の語が用いられるか文書または通知の送付または提供を指す他の語（「配達する」「供与する」「発出する」または通知の場合であれば「発する」）が用いられるかにかかわらず適用される。

第1169条 休眠会社 (Dormant companies)

(1) 本法において、重要な会計取引 (significant accounting transaction) が行われない期間は、当該会社は「休眠」しているものとされる。

(2) 「重要な会計取引」とは、第386条により会社の会計記録への記載が義務付けられる取引を意味する。

(3) 会社が休眠しているかどうかまたはいつ休眠したかを決するにあたっては、次の各号に掲げる事由は考慮しないものとする。

- (a) 会社設立に伴う株式の引受の結果としての引受人による当該会社の株式の取得から生ずる取引、および
- (b) (i) 会社の商号変更にかかる登記官の費用、(ii) 会社の再登記にかかる登記官の費用、(iii) 第453条（計算書類の提出懈怠に対する制裁金）に基づく制裁金、または(iv) 年次報告の登記にかかる登記官の費用の支払いに属する取引

(4) 本法における会社以外の休眠法人もまた、同様の意味を有する。

第1170条 「ヨーロッパ経済領域」および関連表記の意義 (Meaning of “EEA State” and related expressions)

本法において、「ヨーロッパ経済領域構成国」（“EEA State”）とは、1978年解釈法 (Interpretation Act 1978 (c. 30)) 附則 1 の定めと同義である。

「ヨーロッパ経済領域会社」および「ヨーロッパ経済領域企業」は、ヨーロッパ経済領域構成国の法律が適用される会社または企業を意味する。

第1170A条 受領者または管理者および関連表記 (Receiver or manager and certain related references)

(1) 本法において会社財産の受領者あるいは管理者または会社財産の受領者とは、会社財産の一部の受領者あるいは管理者または（場合により）受領者および会社財産の全部または一部からの収益の受領者を含む。

(2) 本法において、証書に含まれる権限に基づく受領者または管理者の任命は、法規により証書において默示されかつ証書に含まれているものとして効力を有する権限に基づく任命を含む。

第1170B 条 「出資義務者」の意義 (Meaning of “contributory”)

(1) 本法において「出資義務者」(“contributory”)とは、会社の清算時における当該会社の資産に対して出資をなす責任を負う者をいう。

(2) 出資義務者とみなされる者の決定にかかる全手続および当該者の最終決定前の全手続において、当該表記には出資義務者であると申し立てられた全ての者が含まれる。

(3) 本条第3項において出資責任を負う者には、次の各号に掲げる条項に基づき裁判所が有責であると宣言した者は含まれない。

(a) 1986年支払不能法 (the Insolvency Act 1986) 第213条または1989年北アイルランド支払不能令 (the Insolvency (Northern Ireland) Order 1989) 第177条 (詐欺的取引)

(b) 1989年北アイルランド支払不能令 (the Insolvency (Northern Ireland) Order 1989) 第178条 (不当取引)

第1171条 旧会社法 (The former Companies Acts)

本法において、「旧会社法」とは次の各号に掲げるものを意味する。

(a) 株式会社法 (the Joint Stock Companies Acts), 1862年会社法 (the Companies Act 1862 (c. 89)), 1908年会社統括法 (the Companies (Consolidation) Act 1908 (c. 69)), 1929年会社法 (the Companies Act 1929 (c. 23)), 1932年北アイルランド会社法 (the Companies Act (Northern Ireland) 1932 (c. 7 (N. I.))), 1948年から1983年までの会社法 (the Companies Acts 1948 to 1983), 1960年北アイルランド会社法 (the Companies Act (Northern Ireland) 1960 (c. 22 (N. I.))), 1986年北アイルランド会社令 (the Companies (Northern Ireland) Order 1986 (S. I. 1986/1032 (N. I. 6))), 1986年北アイルランド会社統括令 (the Companies Consolidation (Consequential Provisions) (Northern Ireland) Order 1986 (S. I. 1986/1035 (N. I. 9))), および

(b) 1985年会社法 (the Companies Act 1985 (c. 6)) および1985年会社経過措置(派生条項)法 (the Companies Consolidation (Consequential Provisions) Act 1985 (c. 9)) の規定は効力を有しない。

本法において、「株式会社法」(“the Joint Stock Companies Acts”)とは、1856年株式会社法 (the Joint Stock Companies Act 1856 (c. 47)), 1856・1857年株式会社法 (the Joint Stock Companies Acts 1856, 1857 (20 & 21 Vict. c. 14)), 1857年銀行株式会社法 (the Joint Stock Banking Companies Act 1857 (c. 49)), および銀行株式会社を有限責任原則に基づき設立することを可能とする法律 (the Act to enable Joint Stock Banking Companies to be formed on the principle of limited liability (1858 c. 91)) を意味するが、1844年登記法 (the Joint Stock Companies Act 1844 (c. 110)) はこれに含まれない。

通則 (General)

第1172条 本法の要件 (References to requirements of this Act)

本法の会社法規定における本法の要件は、本法に基づき定められた規則および命令の要件を含む。

第1173条 定義：通則 (Minor definitions: general)

(1) 本法において、「法人」("body corporate") および「会社」("corporation") は連合王国で設立された団体を含むが、次の各号に掲げるものは含まない。

(a) 単一法人 (a corporation sole), または

(b) (法人格の有無に関わらず) 準拠法上法人とはみなされないパートナーシップ「信用機関」("credit institution") とは、銀行指令 (Directive 2006/48/EC of the European Parliament and of the Council relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions) 第4.1条 (a) 項において定義される信用機関を意味する。

「金融機関」("financial institution") とは、銀行支店指令 (the Council Directive on the obligations of branches established in a Member State of credit and financial institutions having their head offices outside that Member State regarding the publication of annual accounting documents (the Bank Branches Directive, 89/117/EEC)) 第1.1条の意味における金融機関を意味する。

「企業」("firm") とは、法人格の有無に関わらず、法人、単一法人、パートナーシップまたは他の法人格なき社団を含む自然人以外の事業体 (entity) を意味する。

「官報」("gazette") とは、次の各号に掲げるものを意味する。

(a) イングランドおよびウェールズにおいて登記された会社については、ロンドン官報,

(b) スコットランドにおいて登記された会社については、エジンバラ官報, および

(c) 北アイルランドにおいて登記された会社については、ベルファスト官報

「分割払い合意」("hire-purchase agreement") は、1974年消費者信用法 (the Consumer Credit Act 1974 (c. 39)) におけるのと同義である。

「役員」は、法人に関しては、取締役、経営者および秘書役を意味する。

「親会社」は、親企業 (第1162条および附則 7 参照) である会社を意味する。

「規制活動」は、2000年金融サービス・市場法 (the Financial Services and Markets Act 2000 (c. 8)) 第22条におけるのと同義である。

「規制市場」とは、金融商品市場指令 (Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council on markets in financial instruments) におけるのと同義である (第4.1条第14項参照)。

「営業日」("working day") とは、会社に関しては、土曜日、日曜日、クリスマス (Christmas Day)、聖金曜日 (Good Friday) または連合王国の会社が登記された地

方における1971年銀行・金融取引法 (the Banking and Financial Dealings Act 1971 (c. 80)) に基づく銀行休業日を除く日を意味する。

(2) 金融商品市場指令 (Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council on markets in financial instruments) が施行されていないヨーロッパ経済領域構成国に関しては、「規制市場」につき次の定義が本条第1項の定義として効力を有する。

「規制市場」とは、証券分野における投資サービス指令 (Council Directive 93/22/EEC on investment services in the securities field) におけるのと同義である。

第1174条 定義された表記の目録 (Index of defined expressions)

附則 8 (Schedule 8) は本法で用いられる表記を定義または説明する条項の目録を含む。

〔菊田秀雄〕